

予防接種に関する事務に係る 特定個人情報保護評価書に対するパブリックコメントの実施について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）による社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、特定個人情報を保有する事務については、特定個人情報保護評価が義務付けられた。

従来から、予防接種事務においてはマイナンバーを利用するため、既に特定個人情報保護評価は実施済みであり、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においても、特定個人情報等の取扱いが新たに生じることから、特定個人情報保護評価を実施してきたところである。

今回、予防接種に関する事務のうち、新型コロナウイルスワクチン接種事務において、接種証明書のコンビニ交付の導入に伴い、新たな特定個人情報の取扱いが生じたため、評価の再実施が必要となり、対象人数が30万人を超えることから、基礎項目評価書及び全項目評価書を公表し、市民の意見を求めるためのパブリックコメントを実施するものである。

1 特定個人情報保護評価

国の行政機関や地方公共団体が、特定個人情報ファイル（個人番号（以下、マイナンバー）をその内容に含む個人情報ファイル）を取り扱う事務について、個人のプライバシー等に与える影響を予測したうえで、個人情報の漏えい等のリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を自ら評価し、公表するもの。

2 評価の目的

- (1) 個人のプライバシー等の権利侵害の未然防止
- (2) 国民・住民の信頼の確保

3 新型コロナウイルスワクチン接種事務における特定個人情報の取扱いの変更点

接種証明書のコンビニ交付において、コンビニの端末での申請受付時に、申請者からマイナンバーを取得する仕組みになっていることから、予防接種に関する事務において個人番号の入手方法が増えることとなり、特定個人情報の取扱いに変更が生じたもの。

4 特定個人情報保護評価書の主な変更内容

(1) 変更点

評価書の基本情報、特定個人情報ファイルの概要、リスク対策のそれぞれの項目に接種証明書のコンビニ交付に係る事項を追加

(2) リスク対策

- ① 地方公共団体情報システム機構の証明書交付センターにおいて、コンビニに設置している端末の操作画面を制御し、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける
- ② コンビニの端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止するとともに、通信は暗号化を行うことにより通信内容の秘匿及び盗聴防止を実施
- ③ コンビニの端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施
- ④ 証明書交付センターシステム及びコンビニの端末には、申請情報・証明書データを記録しない

5 特定個人情報保護評価実施スケジュール

- (1) 令和4年9月15日～10月14日住民等の意見聴取（パブリックコメント）
※市政だより9月15日号に掲載
- (2) 令和4年11月上旬
北九州市個人情報保護審査会へ諮問
- (3) 令和4年11月下旬
北九州市個人情報保護審査会を開催
- (4) 令和4年12月中旬
評価書の公表